

【重要】

新興・再興感染症データベース事業を開始するにあたって、変異株に関する情報を含め、より迅速にウイルスゲノムデータ及び医薬品等の研究開発に資する臨床情報、検体等を大学等の協力を得て、収集する予定でございますので、あらかじめお知らせします。

事務連絡
令和3年3月2日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 担 当 課
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課 御 中
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 担 当 課
大 学 を 設 置 す る 公 立 大 学 法 人 を 設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 担 当 課
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 担 当 課

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
文部科学省研究振興局研究振興戦略官付
文部科学省高等教育局高等教育企画課

新興・再興感染症データベース事業への協力等について（依頼）

日頃から新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施については、各大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）において適切に対応していただき、誠にありがとうございます。

（1）新興・再興感染症データベース事業への協力依頼及び事前周知について

我が国においても英国等で確認された新型コロナウイルスの変異株が確認されています。今後の新型コロナウイルス感染症対策を適切に進めるためにも、より迅速にウイルスゲノムデータを収集する必要があると考え、既に国立感染症研究所において、ウイルスゲノムのサーベイランスを地方衛生研究所あるいは大学等のご支援もいただきながら進めているところです【参考資料1】。

今般、国立国際医療研究センター及び国立感染症研究所の連携により、感染症の感染力・重篤性等を迅速に評価・情報発信できる仕組みを整備することを目的として、年度内を目途として、厚生労働省において新興・再興感染症データベース事業（以下「データベース事業」という。）を早急に開始する予定としております【参考資料2】。

データベース事業は、ウイルスゲノムのみならず、それに紐づく臨床症状、臨

床経過や感染者のゲノム情報や血液検体等，総合的な情報や検体を収集することによって，ウイルス変異に伴う重症度の変化，あるいは患者側の要因と併せて解析することにより，重症化因子の解明，診断や治療方針の改善，医薬品開発等に資する分析等を行うことが可能となるものであり，将来の学術研究や，企業による研究開発等のための貴重なデータとして，公開していくことを念頭に置いたものです。

データバンク事業については，近日中に正式な協力依頼を行うことを予定していますが，大学等で保存されている新型コロナウイルス感染症の患者検体（ウイルス解析用検体については鼻咽頭ぬぐい液，鼻腔ぬぐい液，唾液等。宿主解析用検体については血液等の患者細胞を含む臨床検体。）及び解析したウイルスゲノムデータ等について，データバンク事業への提供を是非ご検討いただきますよう，お願いします。

なお，日本医療研究開発機構（AMED）において「新興・再興感染症データバンク等を活用した研究事業」（仮称）を今後公募予定です【参考資料3】。この研究事業では，臨床情報やゲノム情報，検体等をデータバンク事業にご提供いただいた機関による当該データを活用した研究について，採択時に考慮することを検討しています。

（2）各大学等における検体収集・ゲノム解析等の実態調査について

データバンク事業を円滑に進める観点から，現在大学等が保有している新型コロナウイルス感染症の患者検体及び解析したウイルスゲノムデータの状況並びにこれまでどのような手続で検体収集・ゲノム解析等が実施されてきたかを把握することを目的として実態調査を実施することといたしましたので，部局ごとに御回答いただきますようお願いいたします（別添「各大学等における新型コロナウイルスの検体収集・ゲノム解析等の実態調査について」を御参照ください）。

さらに，これから新たに収集する検体については，臨床情報の項目や，検体の採取条件，保存条件等が統一されていることが研究の推進上望ましいことから，一定程度統一的な手続や，同意書のひな型を併せて通知させていただくことを検討中です【参考資料4】。

なお，本調査について，全ての大学等において回答いただく必要はなく，該当がない大学等においては，回答は不要です。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して，大学を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学に対

して、 大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、
大学共同利用機関法人におかれてはその設置する大学共同利用機関に対して、
本件について周知・依頼いただくとともに、附属病院を置く各国公私立大学にお
かれましては、附属病院にも周知・依頼されるようお願いいたします。

なお、ご提供いただいた情報については、データバンク事業の実施にあたり参
考とさせていただく可能性がございますこと、ご留意ください。

(別添) 各大学等における新型コロナウイルスの検体収集・ゲノム解析等の実態調査について

- 【参考資料1】 令和3年2月19日大学等と自治体が連携した地域における検査体制の整備等について（周知）（抜粋）
- 【参考資料2】 新興・再興感染症データベースについて
- 【参考資料3】 日本医療研究開発機構「新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業」に係る令和3年度第2次公募（予告）
- 【参考資料4】 個人情報提供における患者同意に係る基本的考え方（案）

<本件連絡先>

文部科学省 03-5253-4111（代表）

厚生労働省 03-5253-1111（代表）

【新興・再興感染症データベース事業について】

厚生労働省 03-5253-1111（代表）

新型コロナウイルス感染症対策推進本部戦略班

（内線：8132）

【各大学等における新型コロナウイルスの検体収集・ゲノム解析等の実態調査について】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部戦略班

（内線：8132）

文部科学省研究振興局研究振興戦略官付

（内線：4393）

(別添)

各大学等における新型コロナウイルスの検体収集・ゲノム解析等の実態調査について

各大学等において現在収集されております新型コロナウイルスのデータや検体等について、以下項目につき部局ごとに回答をお願い申し上げます。

大変御多忙の中、誠に恐縮でございますが、3月8日(月)までの回答に御協力をお願い申し上げます。項目ごとに回答先が異なりますのでご注意ください。

なお、該当がない場合には、御回答いただく必要はありません。また、7.及び8.については、大学病院のみ回答ください。

1. 貴機関名
2. 部局名
3. ご担当者情報（部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号）
4. 保存検体の種類（鼻咽頭ぬぐい液、唾液、血液、その他（自由記載））・数
5. 全ゲノム解析実施数（これまでの実績数）
 - ①新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）ゲノム
 - ②ヒトゲノム（新型コロナウイルス感染症患者）※民間機関への外注分は含まず自施設内で解析した数のみ回答ください。
6. 1週間で実施可能な全ゲノム解析数
 - ①新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）ゲノム
 - ②ヒトゲノム（新型コロナウイルス感染症患者）※民間機関への外注分は含まず自施設内で解析可能な数のみ回答ください。
※解析実施可能件数は、機器の性能、解析人員の状況等を総合的に勘案のうえ、継続的に実施できる件数を試算してください
7. 新型コロナウイルス感染症患者数（入院）
 - ①令和2年11月から令和3年2月
 - ②全期間
8. 新型コロナウイルス感染症患者数（外来のみ）
 - ①令和2年11月から令和3年2月
 - ②全期間

上記1.～8.については、部局ごとにとりまとめ頂いた上で、下記のURLから調査フォームにアクセス頂きご回答をお願いします。

○回答URL：<https://pf.mext.go.jp/admission/chosa2021.html>

加えて、下記についても御提供をお願い致します。

9. 検体収集の際に使用している同意書の様式

10. 検体収集に紐づけて収集している主な臨床項目

11. ご担当者情報（部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号）

上記9. ～11. については、部局ごとにとりまとめ頂いた上で、下記までご連絡下さい。

○提出先：厚生労働省 コロナ対策推進本部 戦略班 データバンク事業担当

id-databank@mhlw.go.jp

以上

【重要】

各地域における新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制を更に拡大する観点から、大学等と自治体が連携して地域における検査体制の整備等に取り組む事例をまとめましたので、お知らせします。また、積極的疫学調査及び変異株に関する情報提供等への協力がございますので、お知らせします。

事務連絡
令和3年2月19日

各都道府県,保健所設置市,特別区衛生主管部(局)
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 担 当 課

文部科学省高等教育局高等教育企画課
文部科学省研究振興局学術機関課
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局地域医療計画課

大学等と自治体が連携した地域における検査体制の整備等について（周知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施については、各大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）において適切に対応していただき、誠にありがとうございます。

（1）大学等と自治体が連携した地域における検査体制の整備等について

以前より、新型コロナウイルス感染症の検査に関するPCR等の検査（以下単に「PCR検査」という。）に協力が可能な大学等においては、各地域の実情に応じ、各都道府県衛生主管部局と十分に調整の上、PCR検査への協力等について御検討いただきたい旨のお願いをしてきたところです（令和2年6月17日付け文部科学省・厚生労働省通知（※）（以下「令和2年6月17日付け通知」という。）。今般、大学等が自治体と連携して、それぞれの地域における検査体制の整備等に取り組む事例をまとめましたので、別紙1のとおりお知らせいたします。各大学等におかれては、これらの事例を参考に、地域における検査体制の整備等への協力について、改めて御検討をお願いします。

また、令和2年6月17日付け通知にてPCR検査に協力する各大学等への支援について各学長等宛にお知らせをしておりますが、文部科学省においては、令和2年度第二次補正予算にPCR検査に協力する各大学等への支援のための事業費を計上しております。当該事業は、新型コロナウイルス感染症対策に関するPCR検査体制の強化に資するため、大学等の研究室等が保有する機器をPCR検査に活用できる体制を整備するとともに、PCR検査に協力する大学等の教育研究活動の継続の支援を図るものであり、第6次公募を令和3年2月18日～3月8日で行っております。PCR検査への協力が可能な大学には、検査協力と教育研究活動の継続との両立を図る等のためにも、当該事業を積極的に御活用いただきたいと考えています。当該事業による支援の内容等を踏まえた申請も含め、各大学等においては、検査への協力等について御検討をお願いいたします。

さらに、令和2年6月26日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課・同省研究振興局学術機関課事務連絡にてPCR検査への協力が見込まれる大学等の詳細な調査を実施しているところ、御回答いただいた大学等におかれては、御協力いただき誠にありがとうございました。当該調査については、各大学等における検討の結果や各地域における状況の変化等に応じ、その都度、回答票の提出をお願いしております。取り組み内容に変更が生じた場合や、新たにPCR検査への協力が可能になった場合等、各大学等における状況が変化しましたら、お手数をおかけしますが、回答票を提出いただきますようお願いいたします。

加えて、検査の実施に当たっては、その質を担保するため、検査を行う機関においては精度管理を適切に行うようにしてください。

診療を目的とした検査を行う場合は、都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長による登録を受けた衛生検査所等においてのみ行うことができるものとされており、大学等における医療機関からの委託によるもの以外の検査であっても、当該検査結果を用いて陽性に係る診断を行うことを前提とした場合、診療を目的とした検査となるため、こうした検査に当たる検査を行う大学等にあつては、衛生検査所の登録を受けるようにしてください。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る検査のみを行うために衛生検査所を臨時的に開設する場合については、登録の手続、登録基準、衛生検査所の開設者の義務等が緩和される旨、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し令和2年3月5日付けの通知により示しているため、衛生検査所の登録の申請に当たっては管轄の都道府県等に問い合わせいただくようお願いいたします。

(※) 令和2年6月17日付け2文科振第95号・医政発0617第1号・健発0617第1号文部科学省研究振興局長・同省高等教育局長・厚生労働省医政局長・同省健康局長通知。

(2) 積極的疫学調査及び変異株に関する情報提供等への協力について

新型コロナウイルス感染症の発生状況を把握するため、積極的疫学調査(※1)として、全国の自治体及び民間検査機関の協力のもと、国立感染症研究所に遺伝子検査で SARS-CoV-2 陽性と判定された検体 (Ct 値が 30 より大きい及び Ct 値のない場合は除外した精製 RNA の残余液) の提出をお願いしているところです。また、変異株(※2)においては、発生の早期探知を強化しており、全国の地方衛生研究所や民間検査機関において変異株を確認する PCR 検査で陽性と判定された検体についても、国立感染症研究所に提出を頂いております。国立感染症研究所に提出された検体から得た情報はクラスター対策に活用するとともに、積極的疫学調査の一環として公表しております。大学等におかれましても、自治体からの依頼があった場合には、積極的疫学調査に御協力くださいますようお願い申し上げます。また、変異株が確認された場合には、公衆衛生対策上重要と考えられるため、速やかに自治体に情報共有して頂くようお願いいたします。なお、各自治体においては、変異株の情報把握の重要性を踏まえ、管内の大学等との円滑な連携を図る観点から、連絡先や共有する情報の種類や内容等を予め大学等と共有するなど、適切な配慮にご留意いただきますようお願いいたします。また、実施設内において確認されたゲノム情報は、GISAID (Global Initiative on Sharing All Influenza Data) (※3) に速やかにご登録くださいますようお願いいたします。

(※1) 本件は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第15条の規定に基づく積極的疫学調査として実施するものであるため、検体の提出にあたっての患者本人の同意取得は不要です。

(※2) 国立感染症研究所 「感染・伝搬性の増加や抗原性の変化が懸念される新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)の新規変異株について(第6報)」参照

(※3) 新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)ゲノムやインフルエンザウイルスの情報などに関するデータベースのこと。

各都道府県におかれては、必要に応じて貴管内の市区町村及び関係機関等に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、大学を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、大学共同利用機関法人におかれてはその設置する大学共同利用機関に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

- 大学と自治体が連携して地域における検査体制等の整備等に取り組む事例(別紙1)
※文部科学省 HP にも掲載しております。
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00132.html
- 令和2年6月17日付け通知「新型コロナウイルス感染症のPCR検査に協力する大学等への支援について」(別紙2)
- 令和2年6月26日付け事務連絡「各大学等が保有するPCR機器の新型コロナウイルス感染症に関する検査への活用に向けた協力状況等について(調査)」(別紙3)
- 令和3年2月10日付け通知「改正後の感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する者に対する協力要請等について」(別紙4)
- 令和3年2月18日付け事務連絡「大学改革推進等補助金「大学保有検査機器活用促進事業」の第6次公募について」(別紙5)
- 令和2年3月5日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行うために衛生検査所を臨時的に開設する場合の取扱いについて」(別紙6)

<本件連絡先>

【大学等と自治体が連携したPCR検査等の事例について】
文部科学省 03-5253-4111 (代表)
高等教育局高等教育企画課
(内線: 3341)
E-mail: koutou@mext.go.jp

【PCR検査体制強化に向けた大学保有機器の活用促進事業(研究費等助成)について】
文部科学省 03-5253-4111 (代表)
研究振興局学術機関課
(内線: 4083)
E-mail: gakkikan@mext.go.jp

【PCR等の検査全般について】
厚生労働省 03-5253-1111 (代表)
新型コロナウイルス感染症対策推進本部検査班
(内線: 8015)
E-mail: corona-kensahan@mhlw.go.jp

【衛生検査所の登録について】
厚生労働省 03-5253-1111 (代表)
医政局地域医療計画課
(内線: 2538)

【積極的疫学調査や変異株について】
厚生労働省 03-5253-1111 (代表)
新型コロナウイルス感染症対策推進本部戦略班
(内線: 8257)

ウイルスゲノム解析

データバンク事業とウイルスゲノムサーベイランスの役割等(案)

(参考資料 2)

新興・再興感染症データバンク事業

ウイルスの全ゲノム解析を行い、臨床情報やヒトゲノム情報との組み合わせにより、検査手法・治療薬・ワクチンの開発や重症化因子の同定のための**研究・開発の基盤**を提供する。

基幹的な医療機関(協力頂ける機関)

ウイルス検体、ヒト検体と詳細な臨床情報

商業利活用への展開も可能である
同意が得られた検体

大学等の研究機関・企業による活用

- ・ワクチンの研究開発
- ・院内感染対策への応用
- ・検査キットの迅速な開発 等

AMED研究
(公募)
等で支援

ウイルスゲノムサーベイランス

役割

国立感染症研究所が、全国の地方衛生検査所とともに、ウイルスの全ゲノム解析を行い、**行政活用**する。(積極的疫学調査の一環)

対象

診療所を含む幅広い医療機関

収集する
情報等

ウイルス検体、**患者の基本情報のみ**

患者の
同意

感染症法に基づいた
患者同意なく収集される検体

活用

国・自治体の感染症対策への反映

- ・分子疫学調査による国内事例の傾向分析とその対策
- ・変異株調査による封じ込め対策 等



All Japanで感染症対策に取り組むための基盤整備

国立感染症研究所及び国立国際医療センターの連携により、感染症の感染力・重篤性等を迅速に評価・情報発信できる仕組みを整備する。

【経済財政運営と改革の基本方針2020】

令和2年7月17日閣議決定

「国立感染症研究所と国立国際医療研究センターの体制強化を図るとともに、一体的な取組を進めるための体制を構築する。」

協力医療機関 (大学含む)

臨床情報
検体

検体・データの一元管理
プラットフォーム

※NCGM・感染症が管理者となり、大学等との連携を想定

(データベース構築、計算・保管・閲覧・検索・活用システム等に係わる知見等の共有)

検体・データ
の提供

大学・研究機関・企業の専門家による研究・開発

検査手法
治療
ワクチン



想定される事業フローと成果

臨床情報及び生体試料等の一元的な収集・管理

- 協力医療機関の負担をかけずに、臨床情報・検体を迅速に収集、管理
- クラウド等を活用し、臨床情報・検体情報・病原体ゲノム・ヒトゲノムデータを連結し、データベース化
- 病原体バンクの構築

患者臨床情報・検体情報を統合した解析例と
予測される成果例

例えば、以下のような研究にターゲットを絞る。

- 臨床情報とヒトゲノムデータから、易罹患性や重症化に係わる遺伝子変異を同定し、感染予防・重症化予防に繋がる新たな薬剤の検討を行う。
- 病原体の病原性・増殖性の機構等を解明し、新たな検査手法やワクチンの開発、治療薬のターゲットを同定する。
- 病原体に対する免疫応答の解析をもとに、感染症治療に有効な抗体医薬の開発を行う。

令和3年度【公募予告】「新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する疫学調査の推進等に関する研究）」に係る公募（2次公募）について

公募情報 令和3年度【公募予告】「新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する疫学調査等の推進に関する研究）」に係る公募（2次公募）について

基本情報

基本情報

公募の段階	予告
開発フェーズ	基礎的,応用,非臨床研究・前臨床研究,臨床試験,治験,該当なし
分野	医薬品プロジェクト,新興・再興感染症に対応した研究
公募締め切り	令和3年5月中旬
お問い合わせ先	国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 創薬事業部 創薬企画・評価課 新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業 担当 住所: 〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目7番1号 読売新聞ビル22階 E-mail: shinkou-saikou2"AT"amed.go.jp 備考: ※E-mailは上記アドレス"AT"の部分を変えてください。 ※お問い合わせはE-mailでお願いします。

公募内容

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）では、新型コロナウイルス感染症に関する研究開発を更に加速・拡充するため、令和3年度「新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業」に係る2次公募を4月中旬頃に行う予定です。公募準備中ですので、詳細につきましては、公募開始時に掲載する公募要領をご参照ください。

事業概要

本事業では、創薬等研究開発における科学的・技術的課題や研究開発に係る新たなアプローチの必要性などを踏まえ、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る創薬等研究開発を加速的に推進するため、ゲノム解析結果等に基づくCOVID-19疾患の全容解明に資する研究課題を募集する予定です。なお、厚生労働省が実施する新型コロナウイルス感染症の克服及び今後新たに発生する感染症対策のための基盤整備事業（国立感染症研究所及び国立国際医療研究センターが実施する新興・再興感染症データバンク事業）にご協力いただき、当該ゲノム解析結果を活用した研究を実施していただく研究機関については、優先的な審査を行うことを検討しています。

事業の案内ページ

- [新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業](#)

公募期間

令和3年4月中旬～令和3年5月中旬

公募説明会

新型コロナウイルス感染症対策のため、公募説明会は開催しません。4月中旬に公募説明資料をHP上で公開する予定です。お問い合わせにつきましては、上記のメールアドレス宛に所属、氏名、連絡先を記載してお送りください。

応募方法

応募にあたっては研究開発代表者および研究開発分担者が所属する研究機関がe-Radに登録されていることが必要となります。登録手続きに日数を要する場合がありますので、余裕をもって登録手続きをしてください。

応募先

- [e-Rad ポータルサイト](#) 

個人情報の提供における患者同意に係る基本的考え方（案）

今後、協力医療機関等において、臨床情報等の取扱いに関する患者の同意を取得頂く際の基本的な考え方の案は以下のとおりです。なお、詳細については改めてお示しする予定です。

【臨床情報のみの場合】

1. 個人情報の第三者提供について

提供頂いた情報については、匿名化[※]した上で、国立感染症研究所（以下「感染研」という）及び国立国際医療研究センター（以下「NCGM」という）が管理する公的データベースに登録され、感染研及び NCGM が当該データを提供することを承認した新型コロナウイルス感染症対策に資する研究開発及びその成果の実用化を行う製薬、医療機器、医療関連データの分析・解析その他医療分野に従事する企業その他の組織・機関に提供することがある旨をご説明下さい。

※匿名化：特定の個人を識別することができる記述等（個人識別符号を含む。）の全部又は一部を削除すること。

2. 同意の撤回について

匿名化された個人情報（以下「匿名化情報」という。）の第三者提供の同意については撤回することができ、同意が撤回された場合、同意の撤回以降、匿名化情報を上記1に記載の第三者には提供しない旨をご説明下さい。ただし、同意の撤回までに既に第三者に匿名化情報を提供している場合、その撤回の内容に沿った措置を講じることが困難である旨も合わせてご説明ください。

【宿主解析用検体（血液等）、又はウイルス解析用検体（唾液等）を含む場合】

血液や唾液を含む場合には、「臨床情報のみの場合」の「1」、「2」に加えて、宿主解析用検体等から得られるゲノム解析情報等（付随する臨床情報を含む）についても第三者に提供することがある旨をご説明下さい。

1. 2 「臨床情報のみの場合」と同様のため、記載省略。

3. ゲノム解析情報等の登録

ウイルス解析用検体の情報と同様に、感染研及び NCGM が管理する公的データベースに登録され、感染研及び NCGM が当該データを提供することを承認した企業その他の組織・機関等に提供することがある旨をご説明下さい。

特に細胞から採取された DNA を構成する塩基配列^(※)については、個人識別符号に該当する場合があります、それも含めて、第三者に提供することがある旨をご説明下さい。

※ ゲノムデータ（細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列を文字列で表記したもの）のうち、全核ゲノムシーケンスデータ、全エクソームシーケンスデータ、全ゲノム SNP データ、互いに独立な 40 箇所以上の SNP から構成されるシーケンスデータ、9 座位以上の 4 塩基 STR 等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの

4. 試料等の廃棄

患者から提供いただいた試料及び情報を廃棄する場合には、特定の個人を識別することができないように、適切な措置を講じる旨をご説明ください。